

聖籠町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月十三日

聖籠町長 渡邊廣吉

聖籠町条例第十一号

聖籠町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

例

聖籠町職員の旅費に関する条例（昭和三十年聖籠町条例第四号）の一部を次のように改正する。

第六条第五項中「旅行について」の次に「、路程に応じ」を加え、「実費額にすることができない路程は」を削る。

第十四条第一項の次に次の一項を加える。

2 公有車を使用して旅行する場合には、前項の規定にかかわらず、車賃は支給しない。

第十五条第一項中「別表」の次に「第一」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 次の各号に掲げる区域内の旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額による。

一 百キロメートル未満 三五〇円

二 百キロメートル以上二百キロメートル未満 七〇〇

円

第十五条に次の二項を加える。

3 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により午前六時三十分以前に在勤庁又は住所若しくは居所を出発し、又は午後九時以降に帰着した場合の日当の額は、当該出発し、又は帰着した場合のそれぞれの場合ごとく、

第一項、第二項及び第四項に規定する額に、次の各号に

定める額を加える。

一 二百キロメートル以上四百キロメートル未満の区域  
又は離島にかかる旅行 五〇〇円

二 四百キロメートル以上の区域にかかる旅行 一、〇  
〇〇円

4 公有車又は私有車を使用して旅行する場合における日  
当の額及び自動車運転手の日当の額は、第一項で定める  
額を超えない範囲において、規則で定める。

第十六条中「宿泊地の区分に応じた」を削り、「別表」  
の次に「第一」を加える。

第十八条中「の一」を削り、同条第二号中「別表」の次  
に「第一」を加え、同条に次の一号を加える。

三 公有車の配置されていない事務所の職員が、役場庁  
舎との文書送達及び連絡業務等のため私有車を使用し  
た場合には、別表第一の車賃に一月を単位とした累計  
距離を乗じた額

別表第一を次のように改める。

別表第一 内国旅行の旅費		車賃、日当及び宿泊料		
区分	車賃 (一キロメートルにつき)	日当 (一日につき)		宿泊料 (一夜につき)
		四百キロメートル未満	四百キロメートル以上	
特別職	二〇〇円	一、四〇〇円	二、〇〇〇円	二一、〇〇〇円
一般職	二〇〇円	一、四〇〇円	二、〇〇〇円	一〇、九〇〇円

備考

一 教育長には、特別職の額を支給する。  
二 固定宿泊施設に宿泊しない場合の宿泊料については、特別職及び一般職に対し、  
一夜につき二、二〇〇円を支給する。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

### (経過措置)

2 改正後の聖籠町職員の旅費に関する条例の規定は、施行日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

3 (聖籠町職員の私有車の公務使用に関する条例の廃止)  
聖籠町職員の私有車の公務使用に関する条例(昭和五  
十三年聖籠町条例第五号)は、廃止する。

